

大阪市水道事業管理規程第6号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 局に<u>局所管業務に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事、局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事並びに</u>大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定める契約事務を所管する理事を置く。</p> <p>3 局に企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、<u>技術業務再編担当部長、管路更新推進担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長並びに</u>局長が定める契約事務を所管する副理事を置く。</p> <p>[4～9 略]</p> <p>(内部組織の事務分掌)</p> <p>第4条 内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 局に<u>局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事及び</u>大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定める契約事務を所管する理事を置く。</p> <p>3 局に企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、<u>技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長並びに</u>局長が定める契約事務を所管する副理事を置く。</p> <p>[4～9 同左]</p> <p>(内部組織の事務分掌)</p> <p>第4条 [同左]</p>

総務部

総務課

[削る]

(1) [略]

[削る]

[削る]

(2) [略]

(3) 局業務に係る環境施策に関すること

(4) 広報に関すること

(5) 文書及び公印に関すること

[(6)～(10) 略]

[削る]

(11) [略]

企画課

[(1)～(3) 略]

(4) 水道事業及び工業用水道事業の経営に係る収支見通しの分析に関すること

(5)・(6) [略]

[削る]

[略]

職員課

[(1)・(2) 略]

(3) 職制に関すること

(4)～(8) [略]

[略]

工務部

計画課

(1) 水道及び工業用水道の施設の整備計画に関すること。ただし、土木施設課の所管に属するものを除く。

[(2)・(3) 略]

総務部

総務課

(1) 文書及び公印に関すること

(2) [同左]

(3) 広報に関すること

(4) 職制に関すること

(5) [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[(6)～(10) 同左]

(11) 局の事務事業に係る危機管理の統括に関すること

(12) [同左]

企画課

[(1)～(3) 同左]

[新設]

(4)・(5) [同左]

(6) 局業務に係る環境施策に関すること
[同左]

職員課

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(3)～(7) [同左]

[同左]

工務部

計画課

(1) 水道及び工業用水道の施設の整備計画に関すること

[(2)・(3) 同左]

(4) 局の事務事業に係る危機管理の統括に関すること

(5)~(7) [略]
土木施設課

[(1)・(2)] 略

(3) 柴島再構築事業の調査、企画及び連絡調整に関すること

(4)~(8) [略]
[略]

別表第2（第2条関係）

所属	名称	設置数
総務部	[略]	[略]
	企画推進担当課長	[略]
	[略]	[略]
工務部	品質管理担当課長	1
	危機管理担当課長	1
	[略]	[略]
[略]		
東部水道センター	[略]	[略]
	[略]	[略]
<u>南部水道センター</u>	<u>維持担当課長</u>	<u>1</u>

[新設]

(4)~(6) [同左]
土木施設課

[(1)・(2)] 同左

[新設]

(3)~(7) [同左]
[同左]

別表第2（第2条関係）

所属	名称	設置数
総務部	[同左]	[同左]
	危機管理担当課長	[同左]
	[同左]	[同左]
工務部	品質管理担当課長	1
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
[同左]		
東部水道センター	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
[新設]		

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。